

③感染症へのリスク

感染症については、これまでも数年に1度程度のペースで発生してきたが、とりわけパンデミック現象となった今般の新型コロナウイルス感染症のようなリスクは、今後も発生が想定される。

新津商工会議所においては、新型インフルエンザを始めとした感染症に対する対応マニュアル等の整備を行ってきた。今後は新型コロナウイルス感染症のような未知のウイルスへの対応についてもそのリスクと対応策を検討する必要があると考えている。

現状における感染症が流行した場合の想定リスクを以下に掲げる。

- 外出自粛やイベント会合の中止による飲食、観光などへの多大な影響がある。飲食や観光は裾野の広い産業であり、売上激減による負の影響は地域の広範囲に及ぶ可能性が高い。
- 製造業や建設業およびサービス業においては、海外も含めたサプライチェーンの寸断等により生産停止や減産に追い込まれてしまう恐れがある。
- 従業員や家族が感染した場合や学校が休校となった場合には、従業員が出勤できなくなり、業務が停滞すると考えられる。

④商工業者の状況（令和6年11月現在）

- ・秋葉区内商工業者数 2,671事業所（令和4年経済センサスより）
- ・秋葉区内小規模事業者数 2,356事業所（当会議所管理数より）

【内 訳】

業 種	商工業者数	小規模事業者数	備考 (事業所の立地状況等)
建設業	294	252	管内全域に広く分布
製造業	152	134	〃
卸売業、小売業	700	617	〃
不動産業、物品賃貸業	102	90	〃
宿泊業、飲食サービス業	259	229	〃
生活関連サービス業、娯楽業	304	268	〃
その他	860	759	〃
事業所数合計	2,671	2,349	

⑤これまでの取組

1) 新潟市の取組

- ・新潟市地域防災計画の策定、総合防災訓練の実施
- ・防災、感染症等対策備品の備蓄
- ・新潟市新型インフルエンザ対策等行動計画の策定
- ・新潟市、および秋葉区の応急対応マニュアルの策定

2) 新津商工会議所の取組

- ・管内事業者の被災情報の収集
- ・会員事業所の復旧復興支援
- ・損害保険会社と連携した損害保険の加入促進

(2) 課 題

- ・近年、新潟県では地震や水害など自然災害が多く発生しているが、新潟市秋葉区は比較的災害が少ない地域といわれている。そのため「自分のところは大丈夫」という考えが根強く、具体的な事前対策を講じていない事業者が少なくない。
- ・新津商工会議所においては、緊急時の具体的な体制・役割分担を職員間でまだ十分に共有できていない。加えて、事前の対策・緊急時の対応を進めるにあたり、日常業務への対応の中、必要なノウハウを持った人員が不足していることから、事前の準備は十分とはいえない。

(3) 目 標

- ・管内事業者に対し災害リスクを認識してもらい、事前対策の必要性を周知啓発する。
- ・災害対応には適切な初動が極めて重要であることを鑑み、発災後に速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から確認する。
- ・発災後は速やかな復興支援が行えるよう、組織内における体制と、関係機関との連絡体制を平時から構築する。

※ その他

- ・上記の内容に変更が生じた場合は、速やかに新潟県へ報告する。

事業継続強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

- ・令和7年4月1日 ～ 令和12年3月31日（5ヶ年）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

①事前の対策

1) 管内事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時や窓口での経営相談等の業務に際し、ハザードマップ等を用いながら、事業者所在地の自然災害等のリスクおよびその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明をする。
- ・新津商工会議所の広報紙やホームページ等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む事業者の紹介等を行う。
- ・事業承継の取組に関する専門家を招き、管内事業者に対する普及啓発セミナーや行政の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・被災した際に必要となる決算関係書類（特に固定資産台帳兼減価償却明細書）のバックアップ保管を推奨する。

2) 管内事業者に対する事業者BCPの作成支援

- ・管内事業者の求めに対し、事業者BCP（初動対応に重点を置いた即時に取り組み可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について助言を行う。
- ・事業者BCP作成におけるインセンティブを紹介する。（補助金加点、認定ロゴマークの使用、金融優遇等）

3) 新津商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・平成30年に新津商工会議所危機管理マニュアルを作成済み。（別添）。

4) 関係団体等との連携

- ・専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・関係機関へ普及啓発ポスターの掲示を依頼する。

5) フォローアップ

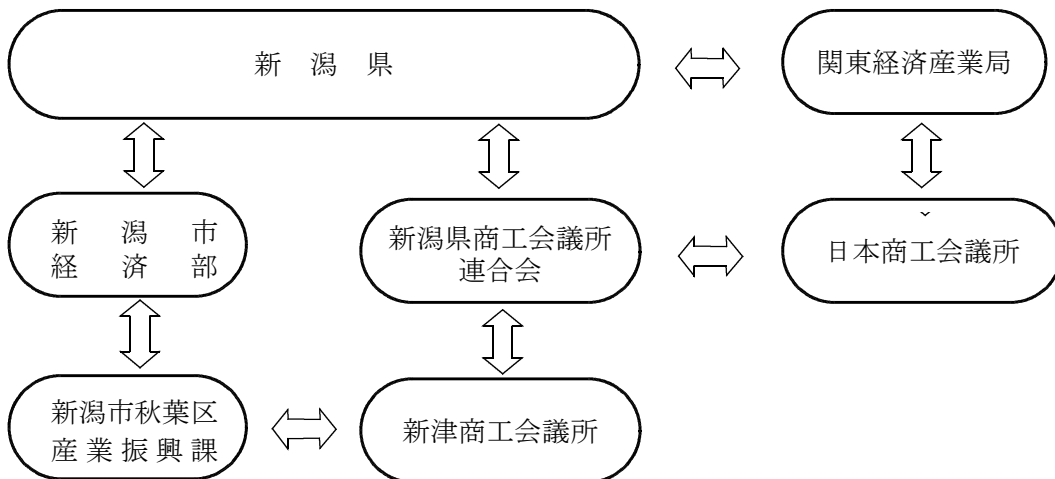
- ・管内事業者の事業者BCP等への取組状況を確認する。
- ・必要に応じて新津商工会議所事業継続強化支援会議（仮称）（構成員：事務局長、法定経営指導員）を開催し、支援計画の進捗状況の確認や改善点等について協議する。

6) 当該計画に係る訓練等の実施

- ・定期的に自然災害（中越・中越沖地震・東日本大震災と同規模）が発生したと仮定し、新潟市との連絡ルートの確認等を行う。その際は必ず振り返りを行い、必要に応じて計画の修正・メンテナンスを行うこととする。

②リスク発災時における指揮命令系統・連絡体制

- ・リスク発災時の指揮命令系統・連絡体制は、以下のとおりとする。
- ・新潟市と新津商工会議所とで情報共有した上で、新潟市においては新潟県が定める期日までに新潟県へ報告する。新津商工会議所においては新潟県商工会議所連合会が定める期日までに同連合会に対しても報告を行う。



③リスク発生時の対応

I 大規模災害

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることはいままでもない。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

なお、大規模災害発生への恐れは、「①風水害：特別警報の発表」、「②地震：震度5強以上の揺れを観測」とする。

1) 職員の安否・出勤可否の確認（応急対策の実施可否の確認）

- ・新津商工会議所の職員は、発災後1時間以内に安否報告（連絡手段を複数確保）を行う。併せて、周辺の大まかな被害状況を随時報告する。
- ・報告を受けた法定経営指導員は、職員の業務従事の可否、管内の大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）を新津商工会議所内で”見える化”する事とし、新潟市へ報告するとともに新潟市が把握する被害状況を共有する。
- ・職員自身の目視で命の危険を感じる状況の場合は、出勤せず、職員自身がまず安全を確保し、警報解除後に出勤する。

2) 管内事業所の被害状況の確認と応急対策の方針決定

- ・相談窓口の開設方法について、新潟市と相談する（新津商工会議所は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・管内事業者などの被害状況を巡回や電話およびメール等で確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や新潟県、新潟市などの施策）について、管内事業者へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある管内事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

(例：被害規模の目安は以下を想定)

被害の規模	被害の状況
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区内 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・ 被害が見込まれる地域において連絡がとれない、もしくは交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区内 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・ 目立った被害の情報がない

3) 被害情報の共有

- ・ 新潟市と新津商工会議所は、以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～2週間	1日に1回共有する
2週間～1ヶ月	1週間に2回共有する
1ヶ月以降	1週間に1回共有する

4) 被害情報の報告

- ・ 新潟市と新津商工会議所は、情報を共有した上で、新潟市においては新潟県が定める期日までに新潟県に報告する。また、新津商工会議所においては、新潟県商工会議所連合会が定める期日までに同連合会に対して報告を行う。

II 国際的に脅威となる感染症

新型コロナウイルス感染症のような感染症による脅威は、自然災害と比較した場合、広範囲かつ長期間にわたる場合が多い。新型コロナウイルス感染症後の国際的な感染症リスクに備えるために下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 管内事業者に対するリスクの周知

- ・ 発生国の経済状況や工場稼働状況等、今後、管内事業者の経営に影響を与えるリスクについて周知する。

2) 管内事業者の被害状況の確認

- ・ 新潟市は、来庁または問い合わせを受けた管内事業者の被害状況を確認する。

3) 被害情報の共有

- ・ 新潟市と新津商工会議所は、以下の間隔で被害情報等を共有する。

海外発生期	1月に1回共有する
国内発生早期	1月に2回共有する
国内感染期	1週間に1回共有する

4) 被害情報の報告

- ・ 新潟市と新津商工会議所は、情報を共有した上で、新潟市においては新潟県が定める期日までに新潟県に報告する。また、新津商工会議所においては、新潟県商工会議所連合会が定める期日までに同連合会に対して報告を行う。

④被災事業者に対する支援

1) 応急対策時の支援

- ・相談窓口の開設方法および広報周知等（地元マスコミや町内会組織、事業者組合等との連携を含む）について、新潟市と相談協議する。新津商工会議所は国等の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。
- ・安全性が確認された後、管内事業者が来所しやすい場所にて相談窓口を設置する。
- ・管内事業者等の被害状況の確認を積極的に行い、情報収集に努める。
- ・応急時に有効な被災事業者施策(国、県、市の施策)を管内事業者等へ周知する。

2) 復旧・復興支援

- ・国、新潟県の方針に従って、復旧復興支援の方針を決め、被災した管内事業者に対して支援を行う。（主として、各種支援制度、保険金請求、税の減免申請、融資などの手続きについて説明など）
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対処が困難な場合には、他地域からの応援要請を検討することとし、新潟県や新潟県商工会議所連合会等へ相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに新潟県へ報告するものとする。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額およびその調達方法

(単位：千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金額	400	500	450	400	400
・ 専門家派遣費	200	200	200	200	200
・ 協議会運営費	30	30	30	30	30
・ セミナー開催費	120	120	120	120	120
・ パンフ、チラシ作成費	50	150	100	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込額を記載すること。

調 達 方 法
会費収入、事業収入、新潟市補助金、新潟県補助金、 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名または名称および所在地 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
該当なし
連携して実施する事業の内容
該当なし
連携して事業を実施する者の役割
該当なし
連携体制図等
該当なし